資料４－１

【報告】

郊外・既成市街地の再生に向けたスポンジ化対策要綱の策定について

１．郊外・既成市街地の再生に向けたスポンジ化対策要綱について

人口減少などの急速な進行に伴い、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が全国的に進行している。

都市のスポンジ化対策は、地域ごとの多様な課題に対して、地域特性を活かした様々な取り組みを総合的に実施する必要がある。

本要綱は、都市のスポンジ化対策の基本的な考え方や施策の方向性、取り組みの進め方を示し、地域住民・事業者などと市が協働で取り組みを進める際の指針とすることを目的とする。

２．策定の経緯

本要綱の検討にあたり、多様な関係者の意見をふまえること、取り組みへの意識を高めることなどを目的に、下記の通り意見交換等を実施した。

（１）意見交換

・実施時期　令和８年６月中旬～

・意見交換先　地域団体、地域の活性化に関わるプレイヤー（まちづくりコンサルタントなど)、不動産業者、交通事業者、ディベロッパー、商業事業者、業界団体など

（２）オープンミーティング

・第１回　８月１日（土)：西区（西神中央ホール）

・第２回　８月 22 日（土)：長田区（神戸常盤 BASE "ZUT"（ずっと））

・第３回　９月６日（日)：北区（すずらん広場）

（３）意見募集

・実施時期　令和８年８月４日（火）から９月４日（金）

・意見の提出件数　25 件（6 通）

３．郊外・既成市街地の再生に向けたスポンジ化対策要綱

・要綱（案）　資料４－２

・スポンジ化対策に役立つ「施策一覧」　資料４－３

４．今後のスケジュール

令和８年 12 月　策定（予定）

資料４－２

郊外・既成市街地の再生に向けたスポンジ化対策要綱（案）

令和８年　月　日　　都市局長決定

（目的）

第１条　人口減少などの急速な進行に伴い、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が全国的に進行している。都市のスポンジ化が進行すると、生活利便性の低下、コミュニティの希薄化、治安・景観の悪化、地域の魅力の喪失、更なる空き家・空き地の増加、といった悪循環を引き起こす可能性が高まるため、早期に対策に取り組む必要がある。

都市のスポンジ化に対応するためには、空き家・空き地について、発生を抑制するとともに、地域の資源としてとらえて住宅をはじめとした多様な利活用の促進が図られるよう、居住者や事業者などに選ばれる、暮らしやすく魅力的で、住み続けたい・住んでみたいまちづくりを持続的に進めることが求められる。

この要綱は、都市のスポンジ化対策の基本的な考え方や施策の方向性、取り組みの進め方を示し、住民・事業者などと市が協働で取り組みを進める際の指針とすることを目的とする。

（スポンジ化対策の対象地域）

第２条　高度経済成長期に開発されたニュータウンなどで、同世代が一斉に入居し、将来的に中古住宅ストックが大量に発生する事が想定される地域や、山麓部に形成された住宅地や密集市街地などで、老朽化した建物が多く、既に空き家・空き地が発生している地域などを対象とする。

（スポンジ化対策の基本的な考え方）

第３条　都市のスポンジ化対策は、地域ごとの多様な課題に対して、地域特性を活かした様々な取り組みを総合的に実施する必要があるため、「空き家・空き地の市場流通の促進」とあわせて、地域全体での「暮らしの質の維持・充実」や「地域ブランド力の強化」と、それらの取り組みを持続的に推進する「活動の担い手づくり」の４つの観点から施策をパッケージ化し、地域の魅力や課題をよく知る地域住民や事業者などと市が連携して取り組むことを基本的な考え方とする。

（空き家・空き地の市場流通の促進に向けた施策の方向性）

第４条　新たな居住者を呼び込むため、戸建て空き家、共同住宅の空き室及び空き地の市場流通を促すとともに、建て替えの促進や良好な住宅ストックの形成に取り組む。

（１）空き家や空き地の発生抑制・活用促進

空き家等の活用や老朽家屋の解体、良質な住宅供給、新規居住者の住み替えなどを支援するとともに、土地利用規制などを柔軟に見直し、市場流通を促進する。また、将来の空き家化を防ぐ意識啓発に取り組む。

（２）建築が難しい土地の活用促進

建築基準法上の道路に接道しない土地や狭小な土地などについて、活用促進に向けた広報啓発を充実させるとともに、接道や敷地の条件を整え、建築しやすい土地にする取り組みを支援する。

（３）良好な住宅ストックの形成促進

所有者などの意識啓発を行うとともに、住宅の適切な管理・修繕や、耐震化などによる質の向上、建て替えなどの取り組みを支援する。

（暮らしの質の維持・充実に向けた施策の方向性）

第５条　居住者が将来にわたって暮らしやすいまちにするため、日常生活圏での様々な生活サービスや移動環境の維持・充実に取り組む。

（１）生活サービスの確保

日常生活圏の中心となる生活利便施設を維持する取り組みとあわせて、住宅地での店舗などの立地や、買い物不便地における移動販売の実施、多様な世代の地域住民の居場所づくりなどの取り組みを促進する。

（２）移動環境の維持・充実

①公共交通の維持・充実

路線バスを使いやすくするサービス改善に取り組むとともに、地域住民による「乗って支える活動」を支援する。また、公共交通が行き届きにくい地域では、地域コミュニティ交通の運行や様々な手段の活用などにより、日常生活の足を確保する取り組みを推進する。

②自転車や新たなモビリティなどの利用環境の充実

駐輪場整備やシェアリングサービスの導入などにより、自宅と駅やバス停、商業施設などをつなぐラストワンマイルの充実に向けた取り組みを推進する。

（地域ブランド力の強化に向けた施策の方向性）

第６条　居住者に選ばれるまちにしていくため、人を惹きつけるそれぞれの地域ならではの個性に磨きをかけるとともに、住民や訪れた人が魅力的なまちと感じるよう、駅や公園などのリノベーションや良好なまちなみの形成に取り組む。

（１）人を惹きつける地域固有の魅力の磨き上げと発信

地域が有する歴史遺産などの資源や、眺望景観、生活文化、身近にある六甲山系の自然、都市近郊の農村や里山などを、地域固有の魅力としてまもり、そだて、磨き上げ、活かし、広く発信する取り組みを促進する。

（２）日常生活の場の魅力向上

①地域の顔となる場所の魅力向上

鉄道駅周辺などの地域の顔となる場所において、駅舎や駅前広場などのリニューアルによる高質化や賑わいの創出、空き店舗などの利活用を進める。また、憩いと潤いを生む緑の創出や様々な主体による良好なまちなみの維持・形成の取り組みを推進する。

②公園を活用した魅力向上

子育て層など多様な利用者のニーズを踏まえた公園のリニューアルを行うとともに、公園の一部において、菜園やレンタルスペース、都市型スポーツなど従来の使い方にとらわれない新たな利活用を推進する。

③空き家・空き地を活用した新たな魅力づくり

空き家・空き地を地域のコミュニティスペースや菜園、アーティストの活動拠点などとして活用する取り組みや、未利用市有地を地域活動などの場として活用する取り組みを促進する。

（活動の担い手づくりに向けた施策の方向性）

第７条　スポンジ化対策をそれぞれの地域の特性に応じて持続的に進めるため、人材の養成や組織づくり、自立的な活動の支援に取り組む。

（１）担い手となる人材の養成や組織づくり

多様な世代の地域住民や事業者が集まる場や、多彩な人材や事業者などとの交流の場を創出し、活動への参画を促すことにより、担い手となる人材の養成や組織づくりの取り組みを推進する。

（２）担い手が持続的に活動できる環境づくり

担い手と多様な地域住民や事業者との連携を促す機会の創出や、担い手による自立的なまちづくり活動などへの支援を行うことにより、持続的な活動につながる環境づくりを推進する。

（スポンジ化対策の進め方）

第８条　スポンジ化対策の対象地域において、幅広く本要綱を周知し、地域住民などとの意見交換などを行い、地域活動の担い手となる人材を発掘するとともに、スポンジ化対策の機運を高めながら、地域の課題を解決するための施策パッケージを協働で検討する。

事業者などに対しても幅広く本要綱を周知し、リノベーション・DIY 事業者や学生、NPO など、空き家活用の多様な担い手の掘り起こしや、買い物や交通などの生活サービスの担い手となる事業者への働きかけを行うとともに、事業者と住民などとの連携を促す仕組みづくりを進め、協働により施策をパッケージで実施する。

地域ごとの取り組みの成功事例や知識・経験を蓄積することで、他地域へ展開し、より効果的な取り組みの実施につなげるとともに、施策の充実や本要綱の改定を適宜行う。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年　月　日から施行する。

第２条参考図　ニュータウンと山麓部に形成された住宅地や密集市街地

凡　例	
市街化区域	
拠点	
ニュータウン	
山麓部に形成された住宅地 密集市街地	
広域幹線道路	
鉄道	

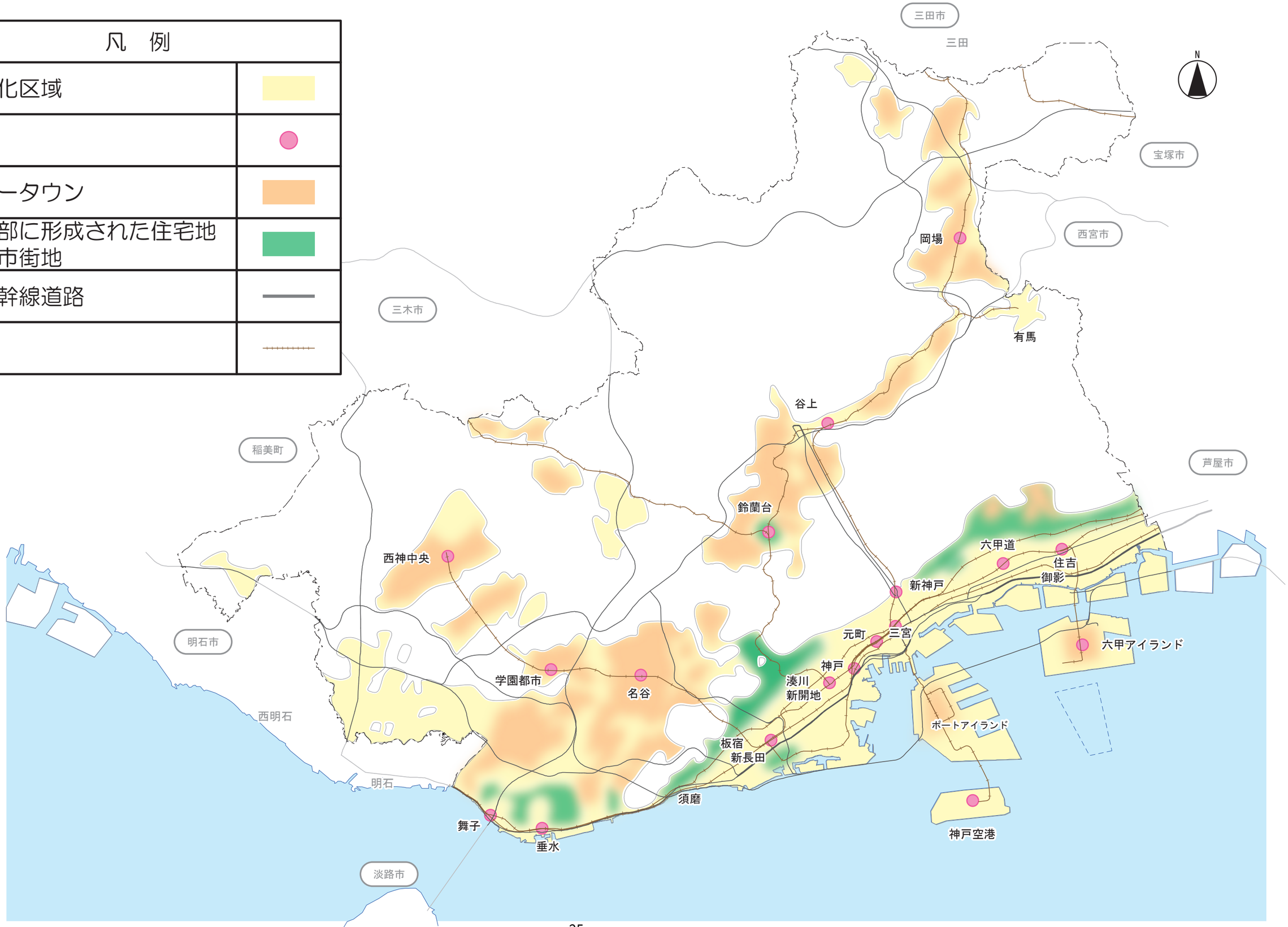

資料４－３

スポンジ化対策に役立つ「施策一覧」

※以下に記載する施策は、スポンジ化対策に役立つ施策を、内容に応じて体系的にまとめたものです。段階に応じて活用できるものや、実施主体・実施場所等の条件が整った場合に活用できるものを含みます。

施策の方向性		施策	施策の概要	所管部署
第４条．空き家・空き地の市場流通の促進	第４条（１）空き家や空き地の発生抑制・活用促進	空き家等活用相談窓口	空き家・空き地に関する様々な悩みに対応する相談窓口。活用や売却のアドバイスから、民間事業者への引き継ぎまでをワンストップで実施	建築住宅局政策課
		管理不全空家等の所有者に対する指導強化	周辺に悪影響を及ぼす空き家のうち、改善されないものに対し、勧告による指導を強化することで所有者の自主的な改善を促進	建築住宅局安全対策課
		特命チームによる所有者不明空き家空き地対策	自主改善の見込みがない所有者不明となっている案件等について、財産管理制度を活用して、所有者不明空き家・空き地の解消を推進	建築住宅局安全対策課
		財産管理制度の活用	周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす所有者不明空き家等に対し、財産管理制度を活用することで売却等につなげ、所有者不明状態を解消	建築住宅局安全対策課
		遊休不動産活用相談窓口	使っていない社宅や寮など、不動産の活用を検討している事業者に対し、活用の方向性や手法などの助言を実施	都市局都市づくり課
		坂のまちエリアリノベーション補助	坂の多い一部指定エリアにおいて、空き家のリノベーションや空き地活用など、地域資源を活かして坂のまちの魅力向上に取り組む民間事業者を支援	都市局未来都市推進課
		古材ストックヤード（古材活用普及啓発活動）	古材の展示や活用事例の紹介、ワークショップ等による古材の魅力発信を通じ、空き家解体・資源循環を促進	建築住宅局政策課
		老朽空家等解体補助制度	1986年（昭和61年）12月31日以前に建てられた建物で、腐朽・破損のある空き家を解体する際に補助金を支給	建築住宅局安全対策課
		密集市街地老朽建築物除却促進制度	密集市街地の対象区域で1981年(昭和56年)5月31日以前に着工された木造建築物を解体する際に補助金を支給	都市局まち再生推進課
		市有地を活用した住宅供給	市内の未利用市有地を宅地として売却し、良質でちょうどいい住宅などを整備	都市局用地活用推進課
		住みかえーる（親・子世帯の近居・同居）	住みかえにより、親・子世帯が同居または近居となる場合に助成金を支給	建築住宅局政策課
		住みかえーる（団地ぐらし）	「若年夫婦世帯」か「子育て世帯」が4階建て以上のエレベーターのない住宅に住みかえる場合に助成金を支給	建築住宅局政策課
	第４条（２）建築が難しい土地の活用促進	接道許可を活用した未接道敷地の再生支援	リーフレットの配布による周知活動や、簡易診断ツールによる建て替え可否の判定など、接道していない敷地の再生を支援	建築住宅局建築安全課
		私道舗装助成制度	多くの人が通行する私道について、その所有者が舗装工事などを実施する際に、工事費を補助	建設局道路管理課
		私道の公道化	多くの人が通行する私道について、神戸市に寄付することで、市道として市が管理	建設局道路管理課
		細街路整備事業	密集市街地の対象区域で、セットバック前の２項道路を整備することで、住民の避難路の確保や健全な建物更新を促進	都市局まち再生推進課
		下水排水設備の補助制度	私道に埋設された下水排水設備の修繕や住宅のポンプ排水設備の更新にかかる工事費を補助	建設局下水道部管路課
		空き地活用応援制度（隣地統合）	単独では活用しにくい土地を隣地と一体化して活用する場合、売買にかかる仲介手数料や所有権移転登記費用などを補助	建築住宅局政策課
		防災まちづくり寄付受け事業	密集市街地の対象区域で、所有者が市に土地を寄付することを条件に、土地の境界確定や老朽建築物の除却等を支援	都市局まち再生推進課
	第４条（３）良好な住宅ストックの形成促進	マンション管理に関する普及・啓発	マンション管理組合に対する支援制度等の案内や、マンション管理の基礎知識に関するパンフレット、セミナーの開催によりマンション管理を支援	建築住宅局政策課
		マンション管理状況の届出・情報開示	マンション管理状況等の届出により把握した実態に応じて、各種補助制度や専門家派遣等の支援を実施。また、マンションの市場評価向上を図ること等を目的に、意思表示に基づく管理状況等の公開を実施	建築住宅局政策課
		マンション専門家派遣	マンション管理の専門家やすまいるネットのスタッフが無料で管理組合に出向き、管理組合運営や大規模修繕工事など、マンション管理に関して講座やアドバイスを実施	建築住宅局政策課
		マンション管理計画認定制度	マンションの管理計画が国の定める一定の基準を満たす場合に、適切な管理計画を持つマンションとして神戸市が認定	建築住宅局政策課
		住宅の耐震化	無料耐震診断、耐震改修に係る設計費・工事費への補助、ならびに耐震改修工事を実施した場合の所得税及び固定資産税の減税措置により、戸建住宅及びマンションの耐震化を支援	建築住宅局安全対策課
第５条．暮らしの質の維持・充実	第５条（１）生活サービスの確保	近隣センターの活性化	まちの更なる魅力向上と活性化を図るため、施設や設備をリニューアル	都市局内陸・臨海振興課
		住宅地における店舗等立地支援事業	住宅地において店舗等を新たに出店する際に、その店舗等の新築またはリフォームにかかる費用の一部を補助	都市局都市づくり課
		提案制度を活用した柔軟な都市計画提案	民間からの提案に基づき、柔軟に都市計画変更を実施	都市局都市計画課
		公園などの公共空間等を活用した買い物環境の充実	近くにスーパーやコンビニ等が無い買い物困難地において、公園や地域交流センターなどを活用し、移動販売や貨客混載事業を実施する場合、地元や事業者との調整を支援	都市局都市づくり課 都市局駅まち推進課
		まちなか自習室	カフェやコワーキングスペースなどの民間施設の空きスペースを活用し、中高生が身近な場所で無料で利用できる自習スペースを提供	こども家庭局こども未来課

スポンジ化対策に役立つ「施策一覧」

※以下に記載する施策は、スポンジ化対策に役立つ施策を、内容に応じて体系的にまとめたものです。段階に応じて活用できるものや、実施主体・実施場所等の条件が整った場合に活用できるものを含みます。

施策の方向性		施策	施策の概要	所管部署
第５条．暮らしの質の維持・充実	**第５条（２）移動環境の維持・充実** ①公共交通の維持・充実	鉄道と一体となったまちづくり	沿線イベントや地域資源との連携、駅を中心とした移動環境の充実、鉄道事業の維持に向けた調査検討など、鉄道の維持と、鉄道と一体となったまちづくりの推進	都市局交通政策課
		神戸モデル（神戸のバス）の推進	各路線バス事業者と運賃・サービスを統一し、シームレスな利用を推進	交通局市バス経営課
		路線バス運行改善維持支援事業	運行計画の変更に伴う環境整備費用や、地域住民による広報活動や利用促進活動など「乗って支える活動」を支援	都市局交通政策課
		地域コミュニティ交通支援	地域コミュニティ交通の導入や運行維持のため、地域ニーズの把握や関係者の調整及び経費の一部補助を実施し、地域組織の活動や運行事業者を支援	都市局交通政策課
		地域資源の活用（地域開放型送迎バス）	民間の送迎バスなどの地域の輸送資源を活用した共創の取り組みに向け、民間事業者と地域とのマッチングやルールづくり、公共交通事業者への確認・調整などの側方支援を実施	都市局交通政策課
	第５条（２）移動環境の維持・充実 ②自転車や新たなモビリティなどの利用環境の充実	自転車利活用の推進	自転車通行空間の整備や駐輪場のリニューアル・拡張・整備、サイクルアンドバスライド、シェアサイクルの導入を推進	自転車利活用推進本部
		団地まるごと駅マエ化プロジェクト	郊外団地と駅を結ぶシェアモビリティにより日常移動を支援	建築住宅局政策課
		シェアモビリティ付き賃貸住宅“モビ× 住む”	市営住宅敷地内にシェアモビリティポートを設置し、周辺住民の日常移動を支援	建築住宅局政策課
第６条．地域ブランド力の強化	**第６条（１）人を惹きつける地域固有の魅力の磨き上げと発信**	神戸市指定景観資源	都市景観の形成において重要な価値があると認められる建築物等を指定し、保全・活用を促進	都市局景観政策課
		景観形成助成	良好な都市景観の形成に貢献する建築物、外構の保全・修景などを行う場合に、整備費等の一部を助成	都市局景観政策課
		多文化・多世代交流のまちづくり	地域に居住するALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）が参画するイベントの企画や日常的な多文化交流機会の創出を検討・実施	都市局都市づくり課
		神戸歴史遺産	地域の人が守ってきた地域資源を神戸歴史遺産として認定し、維持・保全に関する機運醸成や、修理等の費用についての助成を実施	文化スポーツ局文化財課
		文化環境保存区域の支援強化と活用	文化環境保存区域内で、文化財を取り巻く文化環境の保全や修景事業、歴史的建造物の修理事業の費用に対する助成を実施	文化スポーツ局文化財課
		地域商業活性化支援事業補助金	商店街・小売市場が、集客力向上･売上向上･地域課題解決を目指して主体的に企画･実施する事業を補助	経済観光局商業流通課
		商店街・市場応援隊派遣事業	活性化に取り組みたい商店街・小売市場からの要請に応じて知識・経験を持った応援隊員を派遣	経済観光局商業流通課
		商店街・小売市場新規出店チャレンジ応援事業補助	商店街・小売市場の空き店舗に出店する場合、店舗賃借料や店舗改装費等を補助	経済観光局商業流通課
		商店街・小売市場の空き店舗を活用した食支援事業	商店街・小売市場が実施する食支援事業を補助（R8年度限定）	経済観光局商業流通課
		商店街・小売市場共同施設建設等補助金	商店街・小売市場が所有する、アーケード・街路灯・防犯カメラ等の共同施設の改修費等を補助	経済観光局商業流通課
		市民の木、市民の森	市民の木（古木や大木、珍しい樹木、歴史や伝承と結びついている樹木）や、 市民の森（歴史があり、都市環境の維持向上に役立っている樹木の集団）を指定し、管理のため必要な助言等や、費用の一部の助成を実施	建設局公園部魅力創造課
		生物多様性を守り育てる取組みの推進	市民・企業・大学・NPO等と連携し、保全活動や環境学習を支援	環境局自然環境課
		自然を活用した魅力づくり	自然環境に関心の高い人を対象に、移住体験などを検討・実施	都市局内陸・臨海振興課
		ニュータウンのブランディング	各ニュータウンの特徴や固有の価値を活かしたブランディングとプロモーションを実施	都市局内陸・臨海振興課 都市局都市づくり課
	第６条（２）日常生活の場の魅力向上 ①地域の顔となる場所の魅力向上	駅周辺のリノベーション	地域の「顔」となる「駅」について、駅前広場のリニューアルや照明のライトアップ、滞留空間の創出といった駅前空間の高質化に加え、業務・商業機能、行政機能の充実や、文化・子育て環境の充実、駅周辺の住機能の強化、その他様々な賑わい創出の仕組みづくりを実施	都市局未来都市推進課 建設局駅前魅力創造課
		駅前空間の魅力づくり	ハード・ソフトの両面から地域の賑わいづくりに資する駅前空間の魅力づくりを促進	都市局内陸・臨海振興課
		駅周辺の遊休資産の活用による賑わい形成	駅前の空き物件を対象に、地域拠点やレンタルスペースとしての利活用を検討・実施	都市局駅まち推進課
		道路附属施設等のリニューアル	道路附属施設等の整備・維持補修や、住宅街や信号機のない横断歩道等における、まちなか街灯（防犯灯）の増設を推進	建設局道路工務課
		道路愛護事業	道路愛護要綱に基づき、道路愛護団体の「道路美化活動」に対して助成	建設局道路管理課
		美緑花重点スポット美化活動助成	駅やバス停などの公共性の高い場所（重点スポット）の清掃活動に対して助成	環境局事業系廃棄物対策課
		まちの美緑花ボランティア	地域団体（自治会、婦人会、老人会等）や有志ボランティアが行う、身近な公園の維持管理活動に対して助成	建設局公園部魅力創造課
		河川愛護事業	河川愛護要綱に基づき、河川愛護団体の「河川美化活動」に対して助成	建設局森林・防災部河川課
		クリーン作戦の支援	地域住民団体等による地域の清掃活動に対する清掃資材の支給・貸出等の支援	環境局事業系廃棄物対策課

スポンジ化対策に役立つ「施策一覧」

※以下に記載する施策は、スポンジ化対策に役立つ施策を、内容に応じて体系的にまとめたものです。段階に応じて活用できるものや、実施主体・実施場所等の条件が整った場合に活用できるものを含みます。

施策の方向性		施策	施策の概要	所管部署
第６条．地域ブランド力の強化	**第６条（２）日常生活の場の魅力向上** ②公園を活用した魅力向上	公園を活用した魅力向上	子育て層に魅力的な機能の拡充など、公園のリニューアルを検討・実施	都市局都市づくり課
		ボール遊びができる公園の推進	「ボールあそび・できること」看板や防球フェンス、バスケットゴールの設置	建設局公園部整備課
		トイレチェンジアクション	３Ｃ「Clean＝清潔・Convenient＝便利・Comfortable＝快適」なトイレへチェンジし、誰もが使いやすい快適なトイレの実現を推進	建設局公園部整備課
		こうべ菜園プロジェクト	公園内のあまり使われていなかった場所を中心に、事業者による市民参加型の菜園の設置・管理・運営を実施	建設局公園部企画課
		公園レンタルスペース	公園内のスペースを区切り、これまでの公園ではできなかった使い方を試すレンタルスペースを設置	建設局公園部企画課
	第６条（２）日常生活の場の魅力向上 ③空き家・空き地を活用した新たな魅力づくり	空き家・空き地地域利用バンク	空き家・空き地を地域のために使いたい所有者と、空き家・空き地を活用し地域活動等を行いたい団体とをマッチングする制度	建築住宅局政策課
		（再掲）坂のまちエリアリノベーション補助	坂の多い一部指定エリアにおいて、空き家のリノベーションや空き地活用など、地域資源を活かして坂のまちの魅力向上に取り組む民間事業者を支援	都市局未来都市推進課
		空き家活用応援制度（建築家との協働による空き家活用促進補助）	建築家の改修設計により空き家を魅力的に再生し、社会貢献のために活用する場合、片付けや改修などの費用を補助	建築住宅局政策課
		空き家活用応援制度（空き家地域利用補助、維持費用補助）	空き家を地域利用する場合に、片付けや改修、固定資産税・都市計画税などの各種費用を補助	建築住宅局政策課
		空き地活用応援制度（整備費補助、維持費用補助）	空き地を地域利用する場合に、整備工事や固定資産税・都市計画税などの各種費用を補助	建築住宅局政策課
		まちなか活用空地	密集市街地の対象区域で、老朽建築物がある土地について、まちづくり協議会等が「まちなか活用空地」として維持管理する場合に、除却費用・整備費用の補助、及び、土地所有者への固定資産税等の免除を実施	都市局まち再生推進課
		市有地の地域利用	未利用市有地を、地域住民や団体、事業者などによる持続的な地域活動の場として活用	都市局用地活用推進課
		市民公園制度	公園不足地域において、利用計画のない一定規模以上の遊休地を公園として活用する場合に、施設設置や管理に必要な費用の助成、及び、土地所有者への固定資産税等の免除を実施	建設局公園部魅力創造課
		若手アーティストの制作・発表拠点の整備	空き家・空きスペースを、若手アーティストの活動拠点として整備・運営	文化スポーツ局文化交流課
		エコノバ（資源回収ステーション）	空き家活用応援制度を活用した施設等に資源回収ステーションを設置する場合、回収ボックスの制作・設置、資源回収、広報等を支援	環境局資源循環課
		空き附帯施設（店舗等）の有効活用	市営住宅の空き附帯施設について、地域住民の利便性の向上に資する店舗や、地域の福祉の増進を目的とした施設等を呼び込み、有効活用を推進	建築住宅局住宅管理課
		市営住宅コミュニティ活性化事業	市営住宅の休止集会所を活用し、入居者や地域住民の交流に向けた事業を実施	建築住宅局住宅管理課
		URと連携した団地再生	URと連携し、ニュータウン再生に向けた団地の集約化や遊休施設の活用などを検討・実施	都市局都市づくり課
第７条．活動の担い手づくり	**第７条（１）担い手となる人材の養成や組織づくり**	スポンジ化オープンミーティング	登壇者と開かれた場で意見交換を行うとともに、取り組みへの意識醸成を進めるイベントを実施	都市局都市づくり課 都市計画課
		地域コーディネーター	区地域協働課と協力して、多様な団体・個人の協働促進や参画促進といった、地域活動の活性化に向けた支援を行う人材	地域協働局地域活性課
		地域貢献相談窓口	「地域に貢献したい・役に立ちたい」という想いを持つ市民・企業・団体の方々からの相談を受け、実現に向けて伴走支援を実施	地域協働局地域活性課
		マンション空き家流通促進事業「ミセリノベ」	マンションの買取再販事業において、断熱性能向上のためのリノベーションを行い、そのプロセスを「工事見学会」や「オープンハウス・宿泊体験会」などを通じ、市民・事業者・近隣住民などに公開する取り組みを支援	建築住宅局政策課
		ボランティアマッチングサイト「ぼらくる」	人材を募集している地域活動団体等と市民をつなげるボランティアマッチングシステム「ぼらくる」で、地域活動へ参加するきっかけとなる情報を提供し、地域団体への新たな人材の参画を支援	地域協働局地域活性課
		地域共創マッチングフェア	市内で活動する団体への支援として、主に地域貢献活動補助金採択団体を対象に、団体同士の交流および地域貢献に関心を持つ人材（個人）との交流の場を提供	地域協働局地域活性課
	第７条（２）担い手が持続的に活動できる環境づくり	地域貢献活動補助金	地域課題の解決や地域活性化に取り組む団体に対し、活動に必要な費用を支援	地域協働局地域活性課
		こどもの居場所づくり補助金	食事提供や学習支援、団らんなどを通して様々な学びや体験の機会を提供し、子どもたちが安心して過ごすことのできる「こどもの居場所づくり」活動を支援	こども家庭局こども未来課
		まちづくり助成	まちづくり活動を行う団体を対象に、勉強会を行う会議室の費用や、まちづくりニュースの印刷費など、まちづくりに関わる費用の一部を助成	都市局まち再生推進課
		まちづくり専門家派遣	まちづくり活動を始める際の地域での勉強会などの実施やまちの将来像づくり、まちづくり協定・地区計画などの「ルールづくり」などまちづくり活動の段階に応じて、まちづくりの専門家を派遣	都市局まち再生推進課